

岩手県市町村総合事務組合条例第5号（令和3年8月18日公布）

岩手県市町村総合事務組合負担金等条例の一部を改正する条例

第1条 岩手県市町村総合事務組合負担金等条例（平成元年岩手県市町村総合事務組合条例第16号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（特別負担金）</p> <p>第4条 特別負担金は、次の各号に該当した場合に、当該各号に定める額を賦課するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員が市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成元年岩手県市町村総合事務組合条例第10号）又は市町村立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年岩手県市町村総合事務組合条例第5号）の規定に基づく災害補償（福祉事業を含む。）を受けた場合 当該補償給付額（<u>財団法人町村議会議員公務災害補償等組合連合会</u>の支払額を差し引いた額とする。）の2分の1以内の額</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>（特別負担金）</p> <p>第4条 特別負担金は、次の各号に該当した場合に、当該各号に定める額を賦課するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員が市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成元年岩手県市町村総合事務組合条例第10号）又は市町村立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年岩手県市町村総合事務組合条例第5号）の規定に基づく災害補償（福祉事業を含む。）を受けた場合 当該補償給付額（<u>一般財団法人市町村議会議員公務災害補償等組合連合会</u>の支払額を差し引いた額とする。）の2分の1以内の額</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第2条 岩手県市町村総合事務組合負担金等条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（特別負担金）</p> <p>第4条 特別負担金は、次の各号に該当した場合に、当該各号に定める額を賦課するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員が市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成元年岩手県市町村総合事務組合条例第10号）又は市町村立の</p>	<p>（特別負担金）</p> <p>第4条 特別負担金は、次の各号に該当した場合に、当該各号に定める額を賦課するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員が市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成元年岩手県市町村総合事務組合条例第10号）又は市町村立の</p>

改 正 前	改 正 後
<p>学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年岩手県市町村総合事務組合条例第5号）の規定に基づく災害補償（福祉事業を含む。）を受けた場合 <u>当該補償給付額（一般財団法人市町村議会議員公務災害補償等組合連合会の支払額を差し引いた額とする。）</u>の2分の1以内の額 (3)・(4)（略）</p> <p>（退職手当に係る特別負担金の納期等） 第7条（略）</p>	<p>学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年岩手県市町村総合事務組合条例第5号）の規定に基づく災害補償（福祉事業を含む。）を受けた場合 <u>各年度に受けた当該補償給付額（一般財団法人市町村議会議員公務災害補償等組合連合会の支払額を差し引いた額とする。）</u>の総額の2分の1以内の額 (3)・(4)（略）</p> <p>（退職手当に係る特別負担金の納期等） 第7条（略）</p> <p><u>（非常勤職員の災害補償に係る特別負担金の納期）</u> <u>第7条の2 第4条第2号に規定する特別負担金は、同号に規定する災害補償を受けた日の属する年度の翌年度に組合に納付しなければならない。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の岩手県市町村総合事務組合負担金等条例第4条第2号及び第7条の2の規定は、令和4年4月1日以後に行った災害補償（福祉事業を含む。以下同じ。）に係る特別負担金について適用し、同日前に行った災害補償に係る特別負担金については、なお従前の例による。